平成31年3月1日

ご町内の皆様へ

「たき火火災」にご注意を!!

春は空気が乾燥し、また、強風が吹く日が多くなり、 本市では「たき火」が原因による火災が多発する時季 となります。

「たき火」は環境に関する法令により、どんど焼きなどの風俗習慣上や宗教上の行事に伴うもの、また、キャンプファイヤーなどの学校教育活動に伴うものを除き、禁止されています。



「たき火」が原因による火災を防止するために、家庭ごみや落葉・剪定枝等は、燃やさずにごみ収集日に出すようにしてください。少量の落葉や剪定枝の焼却であっても煙等により多くの苦情が市に寄せられているのが実情です。また、例年、たき火の飛び火により家屋や付近の森林等が燃える火災も発生しています。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



前橋市消防局北消防署・白川分署

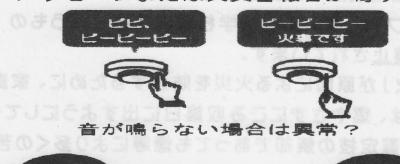
住宅用火災警報器に寿命があるって知ってましたか?

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を 感知しなくなることがあるため、とても危険です。

前橋市では、戸建て住宅(店舗等の併用住宅を含む)及び共同住宅の寝室部分等における住宅用火災警報器の設置について、新築では平成18年6月1日から、また、平成18年6月以前に建てられた戸建て住宅等では、平成20年6月1日から義務付けられています。

取り替えの目安は10年です。ご自宅の住宅用火災警報器をチェックしましょう。作動確認の方法は下図のとおりです。

正常な場合は? メッセージまたは火災警報音が鳴ります





- ※音が鳴らない場合は、電池がきちんとセットされているか確認してみましょう。
- ※それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体 の故障」です。

まだ住宅用火災警報器を設置されていない方は、早急に設置していただき、 あなたの大切な生命及び財産等を恐ろしい火災から守りましょう / 設置方法などに関する詳しいことは、前橋市消防局予防課又は最寄りの消防署 におたずねください。

☆ 前橋市消防局予防課

☎220 - 4507

☆ 前橋市消防局北消防署

231-0119

☆ 前橋市消防局北消防署白川分署

288 - 2719